

2020年4月

GRAINCORP LTD 【I4710】

(GrainCorp Limited)

を保有されている投資家の皆様へ

一子会社株式分配（スピノフ）＜分配株式の売却・入庫の選択＞のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、GRAINCORP LTD の子会社のスピノフ(分離・独立)につきまして、分配される株式の売却または入庫の選択についてご案内申し上げます。

つきましては、受取方法をご選択のうえ、2020年5月13日(水)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。お客様の回答がない場合は、下記第6項(1)の分配株式の売却、をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. スピノフの内容 : GRAINCORP LTD は、同社の麦芽事業を United Malt Group Limited としてスピノフ（分離・独立）する。
2. 分配比率 : 保有するGRAINCORP LTD株式1株につき、**UNITED MALT GRP株式(I6280)** 1株の分配
(前回通知：United Malt Group Limitedの株式（大和コード未定）)
3. 現地権利落日 : 2020年3月24日
4. 現地分配開始日 : 2020年4月1日
5. 課税関係 : 現地：源泉徴収課税なし
国内：分配株式の一部（「みなし配当所得」該当部分）に対して源泉徴収課税あり
(前回通知：未定（源泉徴収課税対象となる場合があります）)

※国内課税標準額（円貨）（＝税率を掛ける基準となる金額）

＝UNITED MALT GRP 株式分配株数×1.1877321 豪ドル×64.07 円/豪ドル

(※1)

(※2)

(※3)

(※1) GRAINCORP LTD 株式権利付株数 ÷ 1 × 1

(※2) UNITED MALT GRP 株式 1 株当たりの国内みなし配当課税単価

(※3) 現地分配開始日（2020年4月1日）における対豪ドル TTB レート

<個人かつ居住者の場合>

※国内源泉税額（円貨）

＝国内所得税額 + 国内地方税額

＝上記国内課税標準額（円貨）（1円未満切捨）× 15.315%（1円未満切捨）

+ 上記国内課税標準額（円貨）（1円未満切捨）× 5%（1円未満切捨）

※国内源泉税の税率は、お客様の口座の個人法人の別、および居住者/海外転出者の別によって異なります。(上場株式等の配当等の税率)

6. お客様にご選択いただく受取方法について：

・分配される UNITED MALT GRP 株式の受取方法は、(1) 売却を選択し、国内源泉税額を差し引いた後の売却代金を受け取る、(2) 入庫を選択し、別途国内源泉税額を支払った上で株式を受け取る、の2つよりご選択下さい。

(1) 分配株式の売却を選択した場合：

売却代金から国内源泉税額(第5項参照)を控除した金額を円貨にてお支払い致します。(お客様の口座への入金日は未定です。)

なお、売却代金は譲渡所得の対象となりますが、「特定口座」損益計算のお取扱い対象ではないため、別途確定申告が必要となります。

(2) 分配株式の入庫を選択した場合：

2020年5月22日(金)付で UNITED MALT GRP 株式をお客様の口座へ入庫致します。

また、同日付で国内源泉税額(第5項参照)を徴収させていただきます。

なお、入庫される UNITED MALT GRP 株式は特定口座非対象残高となります。

7. 受取方法の選択期限 : 2020年5月13日(水)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。なお、期限までに選択のご回答がない場合は、上記第6項(1)の分配株式の売却、をご選択いただいたものとしてお取扱いさせていただきます。

8. その他 : UNITED MALT GRP株式は、オーストラリア証券取引所に上場しています。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社